

三次市シティプロモーションモニター制度実施要綱

(趣旨)

第1条 市は、三次市のシティプロモーションに関する市民等の意見を継続的に聴取し、事業展開における参考資料として活用することを目的として、三次市シティプロモーションモニター（以下「モニター」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(モニターの職務)

第2条 モニターは、次の職務を行う。

- (1) 市のシティプロモーションに関するアンケート調査に回答すること。
- (2) その他モニターの設置目的を達成するために、市長が必要と認めること。

2 前項第1号に規定するアンケート調査への回答は、郵送、FAX、電子メール等の方法により行うことができる。

(登録資格)

第3条 モニターとして登録できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 三次市内に在住、勤務又は在学する満15歳以上である者（中学生を除く。）
- (2) 三次市出身で市外在住の満15歳以上の者（中学生を除く。）

(モニター登録)

第4条 モニターに登録を希望する者は、市長が別に定める様式等又は任意の様式等に次に掲げる事項を記載し、市長に申請するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 電話番号
- (6) メールアドレス

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、前条に規定する要件に該当すると認める者をモニターとして登録するものとする。

3 モニターの定員は、50人以内とする。

4 モニターには、報償は支給しないものとする。

5 モニターは、登録した内容に変更が生じたときは、速やかに市長にその旨を届け出るものとする。

(任期)

第5条 モニターの任期は、登録した日からその日の属する年度の3月31日までとし、更新を妨げない。

(禁止行為)

第6条 モニターは、次に掲げる行為及びそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 虚偽又は不正な回答をする等モニター制度の運営を妨げる行為
- (2) 他のモニター又は第三者を誹謗中傷する行為
- (3) 同一人物による重複登録又は他人になりすまして登録をする行為
- (4) その他市長が不適切と認める行為

(登録の取消し)

第7条 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) モニター登録を辞退する旨の申し出があったとき。
- (2) 第3条に規定する資格を満たさなくなったとき。
- (3) 前条に規定する禁止行為を行ったとき。
- (4) その他市長が不適当と認めたとき。

(公表)

第8条 モニター制度の集計結果は、市のホームページで公表するものとする。

(庶務)

第9条 モニター制度に関する事務は、経営企画部秘書広報課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、モニター制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は，令和４年１２月２７日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は，令和１０年３月３１日限り，その効力を失う。